江東区 契約にかかる不正行為等防止検討委員会(第7回)

次 第

- 1 防止策の検討について
- 2 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書(案)について
- 3 その他

- 資料1 希望型指名競争入札(令和5年度準備契約)の実施状況について
- 資料 2-1 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程 (案)
- 資料2-2 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程 (案)【A3版】
- 資料3 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書(案)

希望型指名競争入札(令和5年度準備契約)の実施状況について

1 公募件数

(1) 建物清掃	16件(うち	予定価格事前公表	5件)
(2) 道路・公園清掃	22件(JJ	0件)
(3) 庭園·緑地管理	45件(IJ	1件)
計	83件(IJ	6件)

2 スケジュール

令和4年12月27日	公募案件の提出依頼	(経理課→所管課)
令和5年1月12日	公募案件の提出締切	(所管課→経理課)
1月17日	指名業者選定委員会	【公募要件の決定】
1月24日	公募開始	
1月31日	公募締切	
2月9日	指名業者選定委員会	【指名業者の決定】
2月中旬~下旬	指名通知書の送付	
2月下旬~3月上旬	入札・落札業者決定	
4月1日	契約締結	

3 評価と課題

- 契約にかかる不正行為防止策が決定した12月下旬に、ホームページへの掲載や経理課窓口での掲出により、入札方式の見直しを周知するとともに、1月上旬には、対象営業種目に登録している全区内業者に案内を郵送したことから、見直しに伴う混乱は生じなかった。
- 公募要件において、申込可能な格付や申込上限、グループの設定(地区や履行場所が異なる同種の案件について、グループ内1案件のみを申込可とするもの)を行ったが、これらを満たさない申込が多くあったため、個別に説明を行った上で、要件外の申込については取下げの扱いとした。導入初年度ということもあり、来年度以降はこうしたケースは減少するものと思われるが、より分かりやすい公募資料の作成に努めるなどしていく。
- 昨年度までは指名業者数を最大12者程度としていたが、公募を行ったことにより、20者以上が申し込んだ案件が複数あった。一方で、申込が4者未満という案件もあったことから、来年度以降の公募要件について、見直しの要否を検討していく。
- これまでの指名競争入札と比較して、公募要件の検討や公告の作成、申込者の 資格の確認、指名委員会の開催など、事務量は増加した。事務の進め方につい て改善を図る余地はあるものの、対象の拡大については、体制確保もあわせて 検討する必要がある。

- 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程(案) (目的)
- 第1条 この規程は、一定の公職にある者等からの江東区職員への不正な働きかけ及び不当要求に関する取扱いを定めることにより、不正な働きかけ及び不当要求の抑止を図り、もって区政の透明性を確保するとともに、区政への信頼を高めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 一定の公職にある者等 次に掲げる者をいう。
 - ア国会議員
 - イ 地方公共団体の議会の議員
 - ウ 地方公共団体の長、副知事及び副区市町村長
 - エ アからウまでの職にあった者
 - オ アからウまでの者の秘書、親族及び代理人並びにアからウまでの者を 支援する政治団体の役員等
 - カ 江東区行政委員会の委員
 - キ 江東区職員であった者
 - (2) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定 する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する非常勤の職員を いう。
 - (3) 要求等 区政に関する外部からの意見(提言、要望、相談、苦情及び勧誘を含む。)をいう。
 - (4) 不正な働きかけ 要求等のうち、次に掲げるものをいう。ただし、議会、審議会その他公開の場における提言若しくは要望、事実若しくは手続の確認又は既に公開されている資料等を求めるにすぎないもの、職員へ情報提供をするもの、陳情書、要望書、申立書等の適式に作成された書面によるもの及び適正な職務の遂行に係るものであることが明白であるものを除く。ア 特定の者に有利又は不利な取扱いを求めること。
 - イ 義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げることを求めること。

- ウ 執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないこと を求めること。
- エ 特定の者を入札に参加させること又は参加させないことを求めること。
- オ 区が当事者となる契約において、区以外の契約の当事者に不当な利益 が生ずることを求めること。
- カ 職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。)の採用、昇任、 転任等を求めること。
- キ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求めること。
- ク 政策立案中の内容であって、情報提供することにより特定の者に対し て有利又は不利な状況となる資料等の提供を求めること。
- ケ 購読及び購入の意思のない機関紙誌の購読又は物品の購入を執ように 求めること。
- コ 便宜を図らせる意図をもって、会食(パーティーを含む。)を共にすること又は金銭、物品等の贈与を受けることを求めること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、法令その他の規程に違反すること を求めること。
- (5) 不当要求 暴力行為、恫喝、面会の強要、長時間の居座り、誹謗、中傷 その他の社会的相当性を逸脱する手段によって、職員の公正な職務の遂行 を妨げることとなることが明白な行為又は当該行為を背景とした要求をい う。

(職員の責務及び対応)

- 第3条 職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の姿勢を堅持するものとし、提言、要望等に対しては、誠実かつ公正に対応しなければならない。
- 2 職員は、一定の公職にある者等から入札や契約に関する職務上知り得た秘密を漏らすよう求められたときは、当該情報が、守秘義務が課された情報である旨を伝えて明確に拒否するものとする。
- 3 職員は、一定の公職にある者等から不正な働きかけ又は不当要求(以下「不正な働きかけ等」という。)に該当すると思料される要求等を受けたときは、当該職員を管理し、及び監督する職員(以下「管理職員等」という。)に報告し、指示を受けなければならない。

- 4 職員は、一定の公職にある者等から不正な働きかけ等に該当すると思料される要求等を受けたときは、当該一定の公職にある者等に対し、当該不正な働きかけ等については記録を行い、当該記録が第7条の規定による運用状況の公表及び江東区情報公開条例(平成13年3月江東区条例第3号)第6条の規定による開示請求の対象となる旨を説明するものとする。
- 5 第3項の規定により職員から報告を受けた管理職員等は不正な働きかけ等 であるか否かについて疑義があるときは総務部長に協議するものとする。
- 6 不正な働きかけ等であると判断した場合は、当該不正な働きかけ等を受け た職員が所属する課は、不正な働きかけ等対応記録票(別記様式。以下「記 録票」という。)を作成するものとする。
- 7 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた職員は、第3項の規定により管理職員等に報告したにもかかわらず、管理職員等が適切な対応を行っていないものと思料されるときは、総務課に通報するものとする。
- 8 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた職員がいることを知った他の職員又は管理職員等は、次の各号に掲げる場合、 総務課に通報するものとする。
- (1) 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた 職員が、第3項の規定による報告を管理職員等に行っていないものと思料 されるとき。
- (2) 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた 職員から第3項の規定による報告を受けた管理職員等が、適切な対応を行っていないものと思料されるとき。

(総務部長又は総務課長の対応及び支援)

- 第4条 総務部長及び総務課長は、不正な働きかけ等に関する情報を適宜区長 及び副区長に報告し、必要な指示等を受けなければならない。
- 2 総務部長及び総務課長は、前条第7項及び第8項に規定する通報があった場合は、当該通報をした者を適切に支援するとともに、当該通報者の秘密の保持等に十分配慮しなければならない。

(不正な働きかけ等への回答)

第5条 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を行った一定の公職にある者等に対する回答は、原則として文書により行うものとする。

(記録票の管理及び保管)

- 第6条 不正な働きかけ等を受けた職員は、記録票を作成後、当該記録票の写しを速やかに総務部長に提出しなければならない。
- 2 総務部長は、前項の規定により記録票の写しが提出されたときは、これを 速やかに区長の供覧に付さなければならない。
- 3 記録票は不正な働きかけ等を受けた課において、当該記録票の写しは総務 課において、対応を終了した日から10年間保存するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 区長は、毎年度、この規程の運用状況を取りまとめ、これを江東区ホームページ等において公表するものとする。

(不正な働きかけ等に関する取扱検証委員会の設置)

第8条 この規程の運用状況の確認及び必要な見直しの検討のため、不正な働きかけ等に関する取扱検証委員会を設置する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和5年●月●日から施行する。

不正な働きかけ等対応記録票

次のとおり報告します。	111 0 pg C N	17 13 713 7	u-µu,	24,21				
総務部長への報告日等	(通報)	年		月	F	1		
	(報告)	年		月	E	3		
	(終了報告)	年		月	E	3		
報告者 職及び氏名	:	部	課		係	職•	氏名	
不正な働きかけ等を受けた日		 年	月		日			
対応者 職及び氏名	:	部	課		係	職・	氏名	
相手方氏名								
(公職名称等も記載)	(公職者の場合は	は、江東区情報	公開条	例第7条	第2号	ウの規定	ごにより氏名及	び職務遂行内
	容を開示)							
不正な働きかけ等の手段	□来庁 □	電話 口	大書	口その	り他	()
不正な働きかけ等の件名								
不正な働きかけ等の具体的内								
容								
対応経過(日時及びやり取り								
の事実を記入すること。)								
回答、対応方針等	回答状況(□即答	□後	後日回答	筝		答対象外)	
	回答方法(□文書回答	\$		1頭回	回答)		
	回答内容(文書回答の	り場合	合は、回	回答フ	て書を	添付のこ	と。)
	□その他(具体的に)						
			l					_
回答予定日		月 日	口:	答日		年	月 [
対応が終了した日	年	月 日						
(事務の適正執行関係情報)								
不正な働きかけ等の類型	□不正な働き	かけ(第2	条第4	4 号ア・	イ・	ウ・エ	オ・カ・	キ・ク・
	ケ・コ・サ) に該当						
	□不当要求に	該当						
	□不正な働き	かけ(第2	条第4	4 号ア・	イ・	ウ・エ	・オ・カ・	キ・ク・
	ケ・コ・サ)及び不当	要求に	に該当				
不正な働きかけ等の態様	ĺ							
1、正な例でかり 子り恐ば								
総務部長又は総務課長への	□有・□無							
	□有・□無 相談及び支援	の概要						

(注意事項)

- 1 総務部長と協議した結果、不正な働きかけ等であると判断した場合は、当該不正な働きかけ等を受けた職員が所属する課は、不正な働きかけ等対応記録票(以下「記録票」という。)を作成する(第3条第6項)。
- 2 不正な働きかけ等を受けた職員及び管理職員等は、記録票を作成後、当該記録票の写しを速やかに総務部長 に提出しなければならない(第6条第1項)。
- 3 記録票は不正な働きかけ等を受けた課において、当該記録票の写しは総務課において保存するものとし、その保存年限は、対応を終了した日から10年とする(第6条第3項)。

一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程(案)

第1条 目的

一定の公職にある者等から区職員に対する不正な働きかけや不当な要求に対する取り扱いを定め、区政の透明性の確保と、区政の信頼を高めることを目的とする。

第2条(1) 一定の公職にある者等

- ア 国会議員、イ 地方公共団体の議員、ウ 地方公共団体の長、副知事、副区市町村長、
- エ ア〜ウの職にあった者、オ ア〜ウまでの者の秘書、親族、代理人またはア〜ウまでの者を支援する政治団体の役員等、カ 江東区行政委員会の委員、キ 江東区職員であった者

第2条(4) 不正な働きかけ

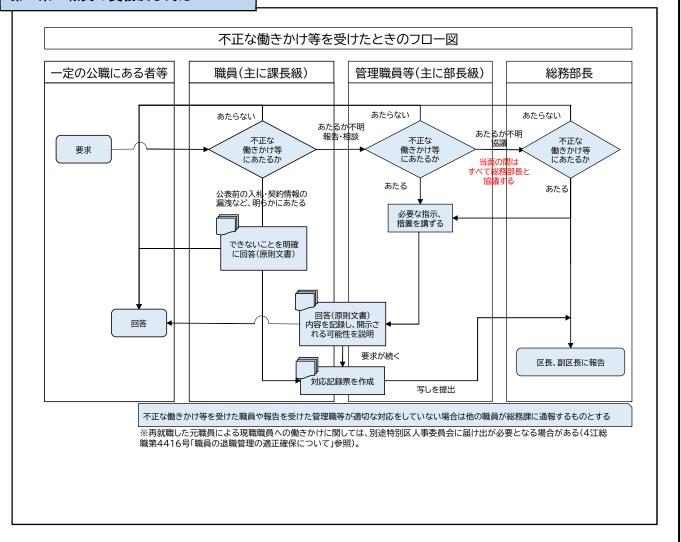
- ア 特定の者に対して、有利または不利な取扱いを求める行為
- イ 義務のないことを行わせ、または権利の行使を妨げる行為
- ウ 執行すべき職務を行わせない、または定められた期限までに執行しないことを求める行為
- エ 特定の者を入札に参加させる、または参加させないようにする行為
- オ 区と契約する相手方に不当な利益が生ずることを求める行為
- カ 職員の採用、昇任、転任を求める行為
- キ 職務上知り得た秘密を漏らすよう求める行為
- ク 政策立案中の内容を情報提供することで、特定の者に有利または不利な状況となる資料を求 める行為
- ケ 購入する意思のない機関紙誌の購読または物品の購入を執拗に求める行為
- コ 便宜を図らせる意図をもって、会食をする、または金銭、物品を贈与する行為
- サ ア〜コのほか、法令その他の規定に違反することを求める行為

※議会、審議会、その他公開の場での提言、要望、事実や手続きの確認、既に公開済みの資料を 求める、適式に作成された書面によるものなどは除く

第2条(5) 不当要求

暴力行為、恫喝、面会の強要、長時間の居座り、誹謗、中傷、その他社会的相当性を逸脱する手段によって公正な職務の遂行を妨げる行為

第3条 職員の責務及び対応



第5条 不正な働きかけ等への回答

不正な働きかけ等を行った相手への回答は原則として文書で行う。

第6条 記録票の管理及び保管、第7条 運用状況の公表

記録票は相談した部署と総務課双方で**10年間**保管。 毎年、運用状況(記録票の作成件数など)をホームページに公表。 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書 (案)

令和5年 月

江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

目 次

1	はじめに1
2	事件発覚後の経過と区の対応2
3	事件の概要4
4	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置5
5	委員会の開催状況6
6	管理職へのアンケート調査9
7	各検討項目の現状と課題11
8	契約にかかる不正行為等防止策13
9	外部有識者からの意見17
1 () おわりに

1 はじめに

入札に関する秘密情報の一部を本区職員から聞き出し、業者に当該情報を教示し、現金を受領するという事件により、区議会議員(令和4年10月5日付で辞職)が令和4年7月30日に逮捕された。

本区では二度とこのような不正行為を発生させないため、区長の指示のもと、 両者が送検された直後の令和4年8月22日に庁内に委員会を設置し、管理職 向けのアンケートの実施や、外部有識者の意見を聴取し、合計7回の会議を経て、 契約制度、職員倫理、議員や利害関係者との関わり方の三つの視点から再発防止 策を策定した。

本報告書はこれまでの半年以上に渡った委員会での検討内容を報告するものである。

2 事件発覚後の経過と区の対応

令和4年

7月30日	区議会議員があっせん収賄、株式会社アクト代表取締役が贈 賄の容疑で逮捕
7月30日	警視庁捜査第二課による関係部署の家宅捜索・資料押収
8月1日	株式会社アクトを指名停止(終期未定)
8月19日	区議会議員があっせん収賄、株式会社アクト代表取締役が贈 賄の容疑で起訴
8月22日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置
8月26日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会(第1回)
8月29日	株式会社アクトの指名停止期間を決定(24か月)
9月6日~ 12日	契約にかかる不正行為等防止のための管理職アンケート実施
9月21日	職員の処分(停職1か月)
10月5日	区議会議員が辞職
10月11日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会(第2回)
10月21日	株式会社アクト代表取締役(当時)の第1回公判 求刑:懲役1年
11月2日	株式会社アクト代表取締役(当時)の第2回公判 判決:懲役1年、執行猶予3年 (11月15日控訴、12月26日控訴取下げ)
11月2日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会(第3回)

12月27日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会(第4回)	

令和5年

1月24日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会(第5回)
3月8日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会(第6回)
3月28日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会(第7回)

3 事件の概要

株式会社アクト代表取締役の公判で示された事件の概要は次のとおりである。なお、株式会社アクト代表取締役の公判については、令和4年11月2日に判決が出された。その後被告人が控訴しているが、控訴を取下げたことにより判決内容が確定された。

(1)公訴事実

被告人(株式会社アクト代表取締役)は、令和4年2月中旬頃から下旬頃までに、区議会議員に対し、区が発注する「教育センター等清掃及び管理業務委託」の指名競争入札に関し、秘密事項である指名業者数及び指名業者名を区職員から聞き出してもらいたい旨の請託を行って、職員に職務上不正な行為をさせるようあっせんさせ、その謝礼として令和4年4月、現金30万円を供与した。

(2) 事件の概要

被告人は、令和4年度の「教育センター等清掃及び管理業務委託」の指名競争 入札において、指名業者間で談合等をすれば確実に落札できるだろうと考え、指 名業者をすべて特定しようとしたが、特定にいたらず、秘密事項である指名業者 数を区職員から聞き出すよう区議会議員に依頼し、区議会議員は区職員から本 案件にかかる指名業者数を聞き出し、被告人に伝えた(令和4年2月15日頃~ 21日頃)。

被告人は指名業者数の情報に基づいて引き続き指名業者の特定を試みたが、 1者を特定できなかったため、秘密事項である指名業者名を区職員から聞き出 すよう区議会議員に依頼し、区議会議員は区職員から1者の指名業者名を聞き 出し、被告人に伝えた(令和4年2月24日頃~25日頃)。

(3) 区議会議員からの働きかけ

秘密事項を漏らすよう働きかけられた区職員は逮捕された区議会議員から、 自分の意見が通らないと威圧的な態度で繰り返し情報を聞かれていた。

※区議会議員の公判は令和5年3月末現在、未だ開かれていない。

4 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置

(1) 設置の経緯

区議会議員が契約に関する秘密事項を区職員に漏らすよう働きかけ、当該情報が漏洩したという事実を踏まえ、二度とこのような事件を起こさないよう、課題の抽出と具体的な防止策を検討することを目的として、区長の指示を受け、令和4年8月22日に「江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置した。

(2) 検討事項

第一に「業務委託契約に関すること」、第二に「職員の倫理向上に関すること」、 第三に「議員等利害関係者との関わり方に関すること」の三つの視点から、現状 と課題、解決策の方向性などの検討を行い、具体的な防止策を策定した。

(3) 委員会の構成

委員会は本区の特別職と管理職の合計9名で構成した。

		職名	氏名
1	委員長	副区長	押田 文子
2	副委員長	副区長	大塚 善彦
3	副委員長	教育長	本多 健一朗
4	委 員	政策経営部長	長尾 潔
5	委 員	総務部長	綾部 吉行
6	委 員	行政管理担当課長	大塚 尚史
7	委 員	総務課長	岩瀬 亮太
8	委 員	職員課長	藤田 和哉
9	委 員	経理課長	大町 里砂

上記のメンバーに加え、専門的な外部からの視点を確保する観点から、外部有 識者3名にオブザーバーとして委員会への出席や意見聴取を依頼した。

	資格	氏名
1	弁護士	中村 浩紹
2	弁護士	芝田 麻里
3	公認会計士・税理士・行政書士	新井 康友

5 委員会の開催状況

(1) 第1回委員会

開催日 令和4年8月26日(金)

議 題 ・委員会設置の趣旨について

- ・今後の取り組みについて
- その他
- 内 容 ・検討結果については、外部有識者の意見を聴取したのち、報告書に まとめる。
 - ・事件に直接関係する業務委託契約については、次年度の準備契約事務が始まる令和4年12月下旬までに見直しを行う。
 - ・より広い視点で現状と課題を抽出するため、管理職を対象としたアンケートを実施する。
 - ・委員会の資料と議事要旨は、区のホームページに掲載して公表する。

(2) 第2回委員会

開催日 令和4年10月11日(火)

- 議 題 ・アンケートの集計結果報告について
 - ・課題の洗い出しと解決の方向性について
 - ・ 外部有識者の選定について
 - その他
- 内 容 ・管理職を対象としたアンケートの結果を受け、当面の再発防止策と して、議員や利害関係者から不正行為につながるような働きかけを 受けた場合に、管理職が相談を行える窓口を設置する。
 - ・各検討事項の現状と課題、見直しの方向性、実施の時期について、 事務局案を提示して検討を行った。
 - ・外部有識者3名を決定した。

(3) 第3回委員会

開催日 令和4年11月2日(水)

- 議 題 ・江東区契約にかかる不正行為等防止策(骨子案)について
 - その他
- 内容・専門的な視点からの意見を聴取するため、外部有識者が出席した。
 - ・第2回で検討した見直しの方向性を、具体的な見直し案として、骨子にまとめた(11月29日 区議会企画総務委員会へ報告)。

(4) 第4回委員会

開催日 令和4年12月27日(火)

議 題 ・防止策の検討について

- その他
- 内 容 ・専門的な視点からの意見を聴取するため、外部有識者が出席した。
 - ・第3回で確定した防止策の骨子に沿って、見直し案のより詳細な内容について検討した。
 - ・早急の再発防止策として令和5年1月27日に、全管理職を対象と した公正取引委員会講師による「入札談合等関与防止法研修」を実施 することが報告された。

(5) 第5回委員会

開催日 令和5年1月24日(火)

- 議 題 ・ 江東区契約にかかる不正行為等検討委員会のこれまでの取組について
 - ・ 防止策の検討について
 - その他
- 内 容 ・専門的な視点からの意見を聴取するため、外部有識者が出席した。
 - ・これまでの委員会の取組を改めて整理した。
 - ・作成中の報告書の概要を説明するとともに、一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程、利害関係者との接触に関する指針の事務局案を説明した。

(6) 第6回委員会

開催日 令和5年3月8日(水)

- 議 題 ・防止策の検討について
 - その他
- 内 容 ・専門的な視点からの意見を聴取するため、外部有識者が出席した。
 - ・一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程、 利害関係者との接触に関する指針について、前回の委員会でいただい た意見・指摘等を踏まえ、事務局修正案を説明した。

(7) 第7回委員会

開催日 令和5年3月28日(火)

- 議 題 ・防止策の検討について
 - ・江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書(案)について
 - その他
- 内 容・専門的な視点からの意見を聴取するため、外部有識者が出席した。

- ・令和5年度準備契約における希望型指名競争入札の実施状況について報告した。
- ・一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程 について、前回の委員会でいただいた意見・指摘等を踏まえ、事務局 修正案を説明した。
- ・江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書(案)について、説明を行った。

6 管理職へのアンケート調査

日頃より議会や業者等との対応を行っている管理職の職務の実態や課題に対する状況を把握し、今後の契約等に係る不正行為防止対策の検討内容に活かすためにアンケートを実施した。

調査期間 : 9月6日(火)~9月12日(月)

調査対象者:部課長級職員92名(部長級27人、課長級65人)

調查方法 :無記名

管理職と議員や業者との関わり方などについて現状をより正しく把握するために回答者が特定できないように無記名で実施した。

アンケート結果の概要は下記のとおり。

(1) 事件について

入札前に外部に漏れていると感じた、または噂として聞いたことがあるという回答が7名の職員からあった。

また、今回の事件となった契約に関する秘密情報の漏洩について、「利害関係者との関わり方の問題」や「職員倫理の問題」と答えた管理職が多かった。その他、「不当な要求から職員を守る相談体制」「情報開示の基準が不明」であることなどが挙げられた。

(2) 議員との関わり方について

契約に関する秘密情報の提供依頼や要請の有無については10名の管理職が 要請を受けたことがあると回答。また、契約に関すること以外の威圧的な働きか けや不当な要請の有無については21名の管理職が要請を受けたと回答した。

また、「不当ではない働きかけや誘い」の内容については「新聞や書籍の購入」 (70人)、「業者の紹介」(43人)の順となっており、これらの勧誘や働きかけが常態的に行われていたことがアンケート結果から把握することができた。

(3)業者との関わり方について

一方で、業者や業界団体との関わりにおいて秘密情報の提供依頼等については2人の管理職があったと回答した。

(4)職員倫理について

「法令や職務上のルールに対する確認・理解不足」が課題であると考えている

こと、またSNSやインターネットを利用する職員からの適切な情報発信が課題であると捉えている管理職が多かった。

「公務員倫理に関する研修の頻度」については「3年に1回受講したほうがよい」が44人と一番多い一方で、現行の「全職員を対象に7~8年で一巡する形式」で十分という管理職も27名いた。また、多くの管理職が法令や職務上のルールに対する確認・理解不足が課題であると認識しているが、研修頻度については現状のままでよいと感じている管理職が一定数いる結果となった。

但し、研修の充実すべき内容としては「職員倫理違反の事例を多く取り上げる」 ことや、「官公署経験者による身近なテーマの講義」などが挙がっており、より 具体的な内容を取り扱った研修が求められていることが把握できた。

(5) 再発防止策について

区職員による契約に関する秘密情報の漏洩を防止するために、必要な対策に関しては「利害関係者への対応基準の作成」(72人)「コンプライアンス研修、不当要求等対応研修の拡充」(48人)、「職員が相談しやすい仕組みの構築」(37人)、「利害関係者からの要望・申し出等の記録公開制度」(34人)などが多く、区組織として欠如・不足していることが対策として必要であることが分かった。

(6) その他

自由意見を求めたところ、「利害関係者との関わり方」に対する意見が多く、「威圧的な働きかけや不当な要請から職員を守る姿勢を区として示すべき」、「利害関係者への明確な対応基準や禁止事項を作成・公表すべき」、「すぐに相談ができる機関や制度の設置」、「上司・部下を含めた職員同士のコミュニケーションを密にする」などがあった。

7 各検討項目の現状と課題

(1) 契約制度について

本区の入札・契約制度のうち、工事関係の契約については総合評価落札方式の 導入など、積極的に見直しが進められてきたのに対し、委託を含む物品関係の契 約の見直しは、ほとんど行われないまま今日に至っていた。

物品関係の契約については、区が任意で入札参加業者を指名する「指名競争入札方式」で業者を決定している。当該方式は、実績や履行能力のある業者を選定でき、不良・不適格な業者の参加を排除できるといったメリットがあるものの、今回の事件の発生を防ぐことができなかった。また、指名業者数や選定にあたっての判断事項も明文化されていないなど、議員や利害関係者からの働きかけの誘因となり得る仕組みとなっていたことは否定できない。

さらに、物品関係の契約においては予定価格が入札前・入札後ともに公表されておらず、区民や業者が入札の公正性等をチェックすることができないほか、工事関係の契約も含め、入札・契約の運用状況等について確認や検証を行う第三者機関(入札監視委員会)が本区においては未設置である。このため、契約の透明性や納得性を向上させる取組みが不可欠である。

(2) 職員倫理の向上について

経理課職員が講師を務めて年に1回実施している実務研修「会計・契約」の内容は、事務の流れや財務会計システムの操作方法が中心であり、入札・契約にかかる秘密事項や情報漏洩のリスクについては、導入で若干触れる程度に留まっている。

また、これまで区が実施してきた「公務員倫理研修」は、職員一人につき、7 ~8年に一回の頻度で受講しているが、公務員倫理の醸成、定着には課題がある。 その他、研修内容が広範囲にわたるため、非違行為等に焦点を当てた研修が実 施できていない。

このため、管理職へのアンケート調査結果では、研修について、「職員倫理違反の事例を多く取り上げる」ことや、「官公署経験者による身近なテーマの講義」などについて充実するべきとの回答が多くあり、今後は、より具体的な事例を交えた内容の研修が求められている。

さらに、研修参加による職務への影響を抑えつつ、着実に知識の確認・習得が 可能となるような、研修頻度の改善が求められている。

そのほか、指名業者数や指名業者名を入札前に漏らすことが法令違反であることを知らなかった職員もアンケート調査で確認できた。これは、どの段階でどの情報を公表してよいか、整理した表などが無いことから、法令違反と知らずに情報を漏洩してしまうおそれが内在しており、その整理を行うとともに、研修等

を通じ、基本事項の徹底を図る必要がある。

(3) 議員・利害関係者との関わり方について

本区ではこれまで、議員や業者・業界団体などの利害関係者からの働きかけや 要請に対する職員の対応基準は定められていない。そのため、先輩管理職や上司 等からアドバイスを受けながら個々のケースごとに都度対応を行っている。

また、不当な要請や威圧的な働きかけがあった際には上司に相談するなどして対応してきている。また、他自治体にあるようなコンプライアンス担当部署はなく、専用の窓口等や組織的な相談体制は設置していない。このため、組織的な対応体制の構築が必要である。

8 契約にかかる不正行為等防止策

- (1) 契約制度の見直し
- ① 入札方式の見直し

業務委託契約の一部に希望型指名競争を導入

- ・他自治体の状況を踏まえ、一定の資格や要件を満たした業者が参加を自ら申し込むことができる「希望型指名競争入札」を導入した。
- ・令和5年度準備契約においては、今回の事件が発生した清掃・建物管理業務委託と、それらの業務と同様、人件費の割合が多くを占め、履行期間が年間を通じているなど共通点の多い、道路・公園管理業務委託を対象とした。
- ・対象の拡大については、令和5年度の落札結果のほか、組織体制やスケジュールなども検証した上で「入札・契約制度改善検討委員会」において検討していく。

② 指名基準の策定

指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準を策定し公表

- ・これまで経理課契約係の内規や引継ぎ事項としてのみ存在していた指名 業者数や判断事項を、「物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準」を新た に策定して明文化し、その運用に必要な内容を定めた「運用基準」もあわせ て整備・公表した。
- ・基準等の策定にあたっては、他自治体の基準を確認するとともに、策定前後で指名の状況が大きく変わってしまわないよう、これまで本区が判断事項としてきたものを可能な限り盛り込んだ。

③ 指名委員会の設置

業務委託契約の希望型指名競争入札案件について、指名委員会において入 札参加業者を選定

- ・業務委託を含む物品関係の契約については、区長または受任者までの決裁により指名業者を決定していたが、決定経緯等についての透明性や納得性を向上させるため、工事関係の契約と同様に指名委員会を開催することとし、委員は副区長のほか、政策経営部と総務部の関係管理職と定めた。
- ・物品関係の契約は、年間 2,000 件程度と件数が非常に多いことから、令和 5 年度においては、希望型指名競争入札案件を指名委員会の審議対象とし、令和 6 年度以降の対象拡大については別途「入札・契約制度改善検討委員会」で検討を行う。

④ 予定価格の公表

業務委託契約の希望型指名競争入札案件のうち、予定価格が大きいものに ついて、入札前に予定価格を公表

- ・物品関係の契約の中でも、清掃・建物管理業務委託等については、毎年仕様の変更があり、人件費単価も変動するなど、予定価格・最低制限価格を非公表としている理由(例年ほぼ同じような仕様であることが多く、次年度の予定価格等を類推されやすい)が必ずしも当てはまらないことから、希望型指名競争入札案件のうち、予定価格が3,000万円以上のものについて入札前に予定価格を公表し、契約の透明性を向上させる。
- ・公表の基準を 3,000 万円以上とした理由は、建物清掃において施設単独 の主な案件がおおむね 3,000 万円以上の規模であること、また、工事契約でも予定価格 3,000 万円以上の案件を公表しているためである。
- ・入札前公表と入札後公表それぞれにメリット・デメリットがあるが、本区においては従前より、秘密事項を不正に入手しようとする働きかけの防止というメリットを重視して、一部工事請負案件の予定価格を入札前公表としていることから、業務委託契約の予定価格も同様に入札前公表とした。

⑤ 見積書の徴取方法の見直し

複数者からの見積書に基づき支出負担行為何額を積算し、予定価格を決定 する方法を検討

・1 社程度の見積を参考として支出負担行為伺額を決定している現行の方法では、見積書を提出した事業者から、支出負担行為伺額や予定価格を類推される可能性があるため、他の自治体へのヒアリングや、予算所管課との調整を行うなどして、予定価格の決定方法を見直していく。

⑥ データの保管方法の強化

入札事務に従事する職員のみアクセス可能なフォルダを新設

- ・これまでは指名業者の選定作業に用いるデータ等については、庁内ファイルサーバの「経理課共有フォルダ」に格納していたが、できる限りセキュリティを向上すべきとの考えから、入札事務に従事する職員のみがアクセス可能な「契約係フォルダ」を庁内ファイルサーバに新設し、令和4年10月から運用を開始している。
- ・入札・契約における秘密事項が記載された紙の書類は、従前より施錠できる書庫等に保管しており、今後も適切な取扱いを徹底していく。

(7) 談合情報の連絡先の周知

区ホームページに連絡先を常時掲載

・事業者や区民向けに談合情報の通報窓口(経理課契約係)を周知するコン

テンツを、令和4年11月から区ホームページへ掲載した。

- ・区の「談合情報対応マニュアル」を改訂し、公正入札調査委員会が調査を 行った事案については、すべて公正取引委員会と警視庁へ報告を行うこ とを明記した。
- ・指名業者に送付する指名通知書にも談合情報の通報窓口を記載するなど して、通報を受け付ける体制やマニュアルが存在することの周知に努め る。

⑧ 入札結果の検証

<u>入札及び契約の運用状況等について確認や検証を行う第三者機関(入札監</u> 視委員会)を設置

- ・令和5年度から入札監視委員会を設置し、区が発注する契約の入札・契約の過程や内容について、学識経験または専門知識を有する第三者が点検を行うことで透明性や公正性を確保するとともに、不当な圧力や不正行為を排除する。
- ・審議対象は物品関係のみではなく、区が発注する契約すべてとし、入札・ 及び契約手続きの運用状況について報告を受けることや、委員会が指定し た契約に関し、競争入札にかかる資格や指名の理由、経緯について審議を行 うことを予定している。

(2) 職員の倫理向上

① 職員倫理の保持

<u>非違行為に特化した内容で、職層に合わせた具体的な事例を用いた集合型公務員倫理研修を再構築</u>

- ・外部講師を招いた集合型研修で実践的な研修を実施する。
- ・研修内容は、公務員に求められる倫理の再確認、不祥事事案の事例検討と 課題解決、不祥事を起こさないための意識・組織など、より実践的なものと する。
- ・研修はそれぞれの役割に応じ、職層(管理職、係長、職員)ごとに3年から6年の頻度で実施する。

コンプライアンス・マニュアルの作成

- ・職場毎に、職場の実業務に沿ったコンプライアンス・マニュアル(行動指針)を作成する。
- ・マニュアルの作成にあたっては、集合型公務員倫理研修で習得した知識等を活用するとともに、運用後は適宜内容の点検及び見直しを行う。

倫理に関する基礎的な事項と公務員の非違行為に関する e ラーニング研修

を実施

- ・全職員を対象に、年に一度、自席のパソコン等を通じた e ラーニング研修 を実施する。研修内容は、倫理(契約関連、個人情報保護、書類紛失等)に 係る基本的な知識の習得及び確認とする。
- ・研修の節目ごとに小問題を用意し、知識の確実な定着を図る。
- ・e ラーニング研修により、職務への負担を低減する。

② 契約制度の研修・周知

公正取引委員会講師による研修や区の契約制度の周知を実施

- ・早急の再発防止策として、令和5年1月に全管理職を対象として、公正取引委員会講師による集合研修「入札談合等関与防止法」を開催し、違反行為の4類型や発生したリスク等について、事例を中心に講義が行われた。
- ・令和4年11月に実施した実務研修「会計・契約」において、具体的な秘密事項や、入札談合関与行為の類型、情報漏洩した場合のリスク等についての内容を追加した。
- ・本区における入札・契約にかかる秘密事項と公表の可否について一覧表を 作成し、庁内ポータルシステムの掲示板に掲載するなどして周知を図った。

(3) 議員・利害関係者との関わり方

一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程を策定

- ・国会議員や地方議員、地方公共団体の長、副知事、副区長など一定の公職 にある者等からの不正な行為を未然に防ぐため、区職員へ不正な働きかけが あった際の取扱規定を策定した。
- ・入札・契約業務以外の業務についても規定することで、多方面に渡って不 正行為が発生しないようにする。
- ・相談窓口や記録制度を設けることで、組織的な対応により不正行為を防止する。

利害関係者との接触に関する指針を策定

・事業者等の利害関係者と区の間で行われる、入札・契約業務、許認可業務、 補助金等交付などの業務にあたり、区民の信頼を損ねることのないよう、職 員の行動指針を策定した。

9 外部有識者からの意見

(1) 中村浩紹弁護士

区議会議員が、区職員から聞き出した区発注事業の入札関連情報を業者に伝え金員を収受した今回の事件は、管理職として漏洩してはならない情報であるとの認識がありながら、議員から再三に渡る働きかけによって守秘義務に違反し、やむを得ず情報を漏洩させてしまったものであると推測される。かかる事態の発生は、当該職員自身の公務員倫理の欠如が根本的な原因と言えるが、そのほかにも江東区の入札・契約制度、職員の研修方法、議員や利害関係者等と職員の関わり方という大きく三点の事項を中心に、議題の抽出や再発防止に向けた組織的な取り組みがなされたことは非常に意義のあることである。

今回策定した再発防止策を全庁的に理解し、継続して取り組み、かかる事案を 二度と発生させないという意識と決意を江東区職員全員が常に念頭に置いて今 回の事件を決して風化させないことが大切である。そのため、今後とも職員倫理 向上のための研修を着実に実施し、知識の定着に励んでいただき、江東区職員の 倫理の向上を遂げ、区民からの信頼を一日でも早く回復できるように努めるこ とが何よりも肝要である。

行政は、区民の代表たる区議会議員の要望や提言について真摯に受け止め対応すべき必要があるが、それが法令や基準に抵触する不正な働きかけである場合には、職員が毅然とした対応ができるようなバックアップ体制が必要であることは言うまでもない、

職員のみならず、今回の事件の一因となった議員各位も議員倫理の向上に努め、区政運営の両輪である行政と議会との適正な関係性を保持していくことも 重要である。

今後、区職員、区議会議員双方が断じて今回のような事件が発生しないよう、高い倫理意識を持って透明・公正な区政運営に努められることを強く要望する。

外部有識者 署名

(2) 芝田麻里弁護士

公務員として、議員や区民との関わり方には大変苦慮されることと思う。

今回、不正行為等防止検討委員会(以下、「本委員会」という。)に関わらせていただき、職員の方々が直面する悩ましい場面の実情を伺い、職員の方々の苦慮を垣間見た思いである。本委員会における議論や、議論を通じて完成された要綱、マニュアル等が職員の方々の考え方の指針となることを願う。

また、要綱、マニュアル等は、日頃の業務を通じて実践していくことにより深化され、生きたものとなっていくものだと思う。要綱等の実践を通じて発見される問題点等一つずつを明確にしていっていただきたい。

そして、運用を通じて明確になってくる問題点等の修正を繰り返していき、更により良い内容に改善していくことを期待したい。

そのためには職員一人ひとりが常に高い倫理観をもって職務に臨むことが何よりも重要である。

本委員会としての検討は今年度で終了となるが、今回の議論や検討を活かし、 区と区議会との透明性の確保、そして開かれた区政運営を行うことが、区民から 信頼される第一歩となる。

江東区が一層の発展を遂げ、区民にとって住みよいまちとなるための土台には職員の人材育成と組織力向上が何よりも大事である。そのため、本委員会を通じて策定された様々な対応策や新たに再構築される研修の実践が不可欠であり、この積み重ねた結果が江東区職員の公正な職務遂行としての果実となることを期待したい。

外部有識者 署名

(3) 新井康友公認会計士

令和4年8月、本不正行為等防止検討委員会は、「二度とこのような事件を起こさない」ことを目的に設置され、「契約制度の見直し」「職員の倫理向上」「議員・利害関係者との関わり方」を3つの柱として検討を行ってきた。

このうち、「契約制度の見直し」「議員・利害関係者との関わり方」は、どちらかと言えば、いわゆる「仕組み」に重点の置かれた内容であり、「倫理の向上」を併せて、この「仕組み」を支え、不正行為等防止の中心を担うのは、江東区「職員」である。

不正は組織の中で発生するものであり、組織は生き物である。組織として理想的な姿は、組織内での自浄作用により、自ら良好な状態を保ち、循環している状態であろう。しかしながら、どんな組織であっても、姿を変えずに、その良好な状態を維持し続けることは困難である。

長期間に渡り生存する過程においては、定期的な検査・治療も必要であり、環境が大きく変わり、自ら変化しなければ対応できない場面も出てくるであろう。 また、短期間においても、例えば、組織内で腐ったりんごがそのまま放置されれば、いつ不正が発生してもおかしくない組織に変貌するリスクも存在する。

したがって、不正防止のためには、江東区の職員一人一人のみならず、組織全体で「二度とこのような事件を起こさない」という強い気持ちを本気で共有し、継続して行動することがとても重要であると思料する。不正が寄り付き難い組織風土は、時の経過とともに徐々に醸成されるものであり、長期間に渡り継続できることが大切である。

そういう意味では、本委員会が行った今回の取り組みは非常に意義のあることであるが、同時に、現時点では、不正行為等防止のための新しい重要な第一歩である。より真価が問われるのは、今後、組織内で、継続して自律的に不正行為等防止のための体制を維持・管理していくことであり、本委員会と同様に、江東区の変わらぬ真摯な取り組みを期待したい。

外部有識者 署名

10 おわりに

委員会は裁判が結審していない中での再発防止策の検討となったが、管理職向けのアンケートや委員会での様々な検討を通じて契約制度の長年の問題点の改善や、効果的な研修方法等を新たに構築するなど、再発防止に向けて一定の対応が図られたものと認識している。

今回発生した事件の背景として、当時議長であった区議会議員からの複数回に渡る不正な働きかけに対して、職員が強い倫理意識を保てなかったこと、及び、こうした不正な働きかけに対して、組織としての防止策に不備があったことが要因として挙げられる。区職員と議員という関係性を考慮したとしても、守秘義務が課せられている我々公務員として決してあってはならない行為であったことを猛省しなければならない。

また、委員会を通じて改めて確認することができた契約制度及び職員倫理研修、組織体制等の諸課題に対する解決策を実践し、同様の事件が発生することのないよう行政と区議会がともに再発防止に向けて継続的に取り組むことが必要不可欠である。

そして、今回の事件を契機として、我々江東区職員はこれまで以上に高い倫理 意識を持ち、不正な働きかけ等が介入できない契約制度の確立、不正な働きかけ 等があった場合の取扱基準や相談体制を継続して実践していくことで、二度と このような事件を発生させることなく、区政に対する区民からの信頼回復に努 めていく決意である。